

森林管理路緊急整備事業実施要領の運用について

平成13年	4月	2日	森第 1号の2	農山村整備局長通知
平成14年	4月	1日	森第102号	農山村整備局長通知
平成14年	11月	1日	森第102号の2	農山村整備局長通知
平成15年	3月	31日	森第102号の3	農山村整備局長通知
平成19年	6月	1日	森第180号	林政部長通知
平成20年	3月	31日	森第180号の2	林政部長通知
平成21年	3月	31日	森第1078号	林政部長通知
平成21年	4月	12日	森第67号	林政部長通知
平成23年	5月	17日	森第191号	林政部長通知
平成26年	5月	30日	森第274号	林政部長通知
平成27年	4月	24日	森第165号	林政部長通知
平成28年	4月	18日	森第119号	林政部長通知
令和 2年	4月	20日	森第100号	林政部長通知
令和 4年	4月	26日	森経第123号	林政部長通知

森林管理路緊急整備事業の実施については、森林管理路緊急整備事業実施要領（平成13年4月2日森第1号の2農山村整備局長通知。以下「要領」という。）の定めによるほか、以下による。

1 補助対象事業について

(1) 作業路の開設に係る留意事項

作業路の開設にあつては、起点付近に完成表示支柱（規格等は森林作業道等標準単価表による）を設置することにより、県の補助金を受けた事業であることを明示しなければならない。なお、これによらない場合は、予め所長に協議のうえ承認を得るものとする。

(2) 作業歩道の構造・規格

作業歩道の構造及び規格については、幅員が全幅員0.6m以上のものとする。

2 調査測量等について

(1) 平面測量は以下のとおりとする。

ア 測点杭

中心線に測点杭を設置することとし、その間隔は50m以下とする。

イ 測距

距離は、各測点間の直線距離(斜距離)とし、測定単位はm以下第1位までとする。

(2) 路線延長

路線延長は、各測点間距離を合計し小数点以下第1位を切り捨てた単位止めとする。

3 事業計画の変更について

事業主体は、森林管理路緊急整備事業実施要領（以下「要領」という）第6の2により通知さ

れた予定補助金額の増に伴う事業計画の変更をしようとする場合は、事前に農林事務所長（以下、「所長」という）と調整を行うものとする。

所長は、要領第6の1により通知された予定補助金額の増に伴う事業計画の変更をしようとする場合は、事前に森林経営課長と調整を行うものとする。

4 補助金交付申請について

(1) 申請書に添付する書類

- ア 平面図の縮尺は1/1,000～1/5,000とし、線形、起点、終点、測点、測点番号、測点間距離、排水施設の位置を記入する。なお、測点間距離及び排水施設の位置については別表とすることが出来る。
- イ 工事完成写真は施行年度、事業箇所、事業内容を明記した黒板等を入れ、起点、中間点、終点の3箇所以上について撮影したものを提出する。
- ウ 位置図は縮尺1/5,000の森林計画図とし、線形及び利用区域、開設目的となる施業区域を記入する。

5 検査基準

(1) 書類検査

申請書類の検査は岐阜県森林整備事業検査要領（平成13年4月2日付け森第2号農山村整備局長通知）に準じるものとする。

(2) 現地検査

- ア 別紙現地検査野帳により、以下の項目について検査を行うものとする。
 - ①延長
 - ②幅員
 - ③その他施工状況
- イ 延長、幅員の検査基準及び規格値は、岐阜県建設工事検査基準の出来形検査基準及び規格値を準用する。その他施工状況については、起点から終点まで踏査のうえ目視又は実測により検査を行うものとする。